

パブリックコメント結果概要

資料6

意見募集期間 平成21年7月10日～平成21年8月6日
提出意見件数 個人:38者(133件) 団体:27者(75件) 合計:65者(208件)

番号	提出者等	番号	提出者等
1	特定非営利活動法人日本医療コンシェルジュ研究所	140	PSA株式会社
2	個人1	141	NPO法人 東アジア国際ビジネス支援センター
3	個人2	142～144	財団法人 日本データ通信協会 タイムビジネス協議会
4	個人3	145	個人28
5	個人4	146～148、150	個人29
6	個人5	149	個人30
7	個人6	151	個人31
8	個人7	152～155	(社)電子情報技術産業協会
9、10	個人8	156	(社)日本画像情報マネジメント協会
11	個人9	157～159	個人32
12、13	株式会社ニーマニックスセキュリティ	160～164	ヤフー株式会社
14	個人10	165～168	社団法人 日本図書館協会
15	個人11	169	北海道大学大学院医学研究科・北海道臨床開発機構、株式会社野村総合研究所
16	個人12	170～175	富士通株式会社
17	個人13	176～184	社団法人全国地方銀行協会
18	個人14	185～187	楽天株式会社
19～37	個人15	188	個人33
38	個人16	189～191、203	個人34
39、40	個人17	192	NPO 土業カウンスル
41	個人18	193	個人35
42～44	個人19	194	株式会社MTI
45	個人20	195	株式会社 情報数理研究所
46～102	個人21	196	株式会社PTP
103	BeB協議会(アットマークベンチャー内)	197	個人36
104	個人22	198、199、202	国際航業株式会社
105～107、109	個人23	200	個人37
108	個人24	201、205	個人38
110	個人25	204	株式会社ワイズスタッフ
111～116	個人26	206	電子申請研究センター
117	個人27	207	団体B(非公開希望)
118	社団法人 車両情報活用研究所 (車両電子情報有効活用研究会)	208	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 /日本マルチペイメントネットワーク運営機構
119～121	団体A(非公開希望)		
122～138	(社)日本経済団体連合会		
139	京都府行政書士会運輸交通委員会		

分類	小分類	意見の概要	パブリックコメント番号
行政	ユーザビリティ	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集の方法等が利用者の視点に立っていない、使いづらい。 e-GovのWebページはわかりにくく、また、求めるサービスにたどり着けない。 	2、105、106、
	全般	<ul style="list-style-type: none"> 国、地方とも、行政機関の動きが年度区切りの予算に縛られており、ITインフラの整備、セキュリティ対応等に対して素早い行動が十分に取れていない。年度途中でも迅速かつ的確な決裁により支出を可能とする制度にすべき。 「e-ネットづくり！」のキャンペーンにおける「自主憲章」やガイドライン等は規制よりしかならず、ニーズを無視している。 天下りを禁止すべき。 e-Govサイトを通じて行った質問に対して、回答が来ない。 パブコメにおいて、真の意味で国民の意見を募集する形になっていない、必要以上の情報を記載させている。 政府調達において小規模なソフトウェア開発業者等が参加できるようにするため、調達のオープン化を進めるべき。 	11、23、34、 107、109、145、 195
行政 (電子申請)	登記	<ul style="list-style-type: none"> 登記に関する法令、通達、Q&A等に、不明瞭な点が多い、又は整合がとれていない部分、矛盾している部分がある。 法務局での対応者が、法令に基づく手続きを厳格に実施していない。また対応が不親切、不明瞭。 システムの使い勝手が悪い。 登録免許税の還付方法が適当ではない。 商業登記において、土業サービスをワンストップ化すべき。 	46～67、 69～82、 84～86、 88～102、104、 157、159、206
	税関係	<ul style="list-style-type: none"> 電子申告のシステムのユーザビリティが悪く、非効率、不便。 市町村により電子と紙の扱いが異なるため、企業において、一括処理することができない。 eLTAXの導入が不十分。 地方税の納付先が限定されており、不便。 納税通知を電子的に送付できるようにすべき。 地方税の納付書様式が地方公共団体毎に異なり、業務処理の効率化を阻害している。 	126、127、128、 176、177、178
	データ連携 添付書類の省略	<ul style="list-style-type: none"> 登記手続きにおいて、行政機関が作成・発行する添付書類は、バックオフィス連携とすべき。 廃棄物処理法にかかる手続きにおいて、都道府県、市町村にそれぞれ個々の手続きを行う必要があり、不便。 住民台帳と国民年金第3号被保険者の各種変更届出手続きをリンクさせるべき。 国勢調査において、業務横断的なデータ収集を行うことで、調査対象及び費用の削減をはかるべき。 指定金融機関から地方公共団体に提供する地方税等の収納情報に関し、書面ではなく電子化すべき。 車検手続きにおいて、国と都道府県のデータ連携により、自動車税の納税証明書の添付を廃止すべき。 	68、130、134、 140、179、180、 208

分類	小分類	意見の概要	パブリックコメント番号
医療・健康	遠隔医療、遠隔面談	<ul style="list-style-type: none"> ・対面診療の原則のため、遠隔診療が進んでいない。 ・特定健診の保険指導において、対面が原則となっているため、診療報酬上の措置が得られず、活用が阻害されている。 	1、122、152、171
	薬のインターネット販売	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の利便性と安全の確保の両立を図った上で、広く通信販売が可能となるようにするべき。 	124、162、185
	処方箋の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ・処方箋の電子化を認めることで、国民の利便性を向上すべき。 	123
	診療報酬関係	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト情報の電子フォーマットが、二次利用を行うに適していない。 ・レセプト審査の運用基準が都道府県により異なるため、レセプト分析の精度が下がる。 ・複雑かつ膨大な診療報酬体系によって、関係者間の解釈の相違が生じており、また、診療報酬改定から試行までが短期間のため、システム反映作業等において医療現場が混乱している。 ・地方公共団体における医療費助成事業については、都道府県により診療請求の運用等が異なり、不便。 	153、172、173、193
	匿名化された医療情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・患者個人の医療情報を、臨床研究のために利用する場合、オプトアウト方式が認められておらず、また、研究者が、その業務の一部を委託することができないため、疫学研究が進まない。 	169
	電車等での携帯電話の利用の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話がペースメーカー等に与える影響についての説明不足から、過剰な反応をする人も存在し、ユビキタス環境の発展の妨げになっている。 	45
育児		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休暇中の給付金等の手続きが煩雑、保育園の入所申請が書面を前提としたものとなり不便。 ・育児休業基本給付金の支給規則が、テレワーク勤務を困難にしており、実態に即していない。 	39、40、204
個人認証	共通コード 各種カード	<ul style="list-style-type: none"> ・行政関係の各種カードがばらばらに存在しており、利用者が不便を感じているとともに、個別システムによる管理のため、無駄な行政コストが生じている。 ・ID、パスワードがあれば、そもそも住基カードは不要ではないか。(カードリーダーの購入等が不便) ・国民総背番号制を導入すべき。 	3、15、17、38、170
	認証、署名の緩和及び 多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ID、パスワードによる管理では、高齢者・情報弱者が使いこなせない場合があり、視覚物等による認証も導入すべき。 ・電子署名の長期的な検証に対する制度が不十分。 ・衆議院、参議院への請書・陳情において、法律上規定されていないにも関わらず、自署又は押印を要求されており、不便。 	12、16、142、161
	本人確認方法の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請における本人確認の方法を緩和すべき。 ・資金移動業者による本人確認の方法を緩和すべき。 	83、87、121、158、207

分類	小分類	意見の概要	パブリックコメント番号
電子化の推進	公共事業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯番号について、設置場所、目標物などが携帯電話などで検索できる装置をとりつけるべき。 ・地方公共団体の保有する公共建築物、構造物部等の図面データの電子化が進んでおらず、利活用が図られていない。 ・公共事業における電子納品が進んでいない。 ・建築確認申請の電子化が実現されていない。また、電子保存の要件が示されていない。 ・地理空間情報に関する秘密漏洩の区分が不明確なため、積極的な情報公開ができていない。 	43、110、144、198、199、202
	自動車関係	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省及び民間事業者の保有する自動車関連の各種履歴情報を集約し、利活用すべき。 ・自動車保有関係手続きワンストップサービス(OSS)の利便性を向上させるべき。 	118、139、192
	輸入手続き関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現在紙で発給・運用されている特定原産地証明書について、電子交付を認めるべき。 ・リサイクルビジネスの推進のため、特定有害物質含有物の輸入手続きのオンライン化を進めるべき。 ・輸入食品監視支援システム(FAINS)を利用して食品等の輸入届出を行った場合に、通関時の分析検査の短縮、電子メール等での照会、審査状況等の情報提供等を行うべき。 ・米国船積前24時間前ルール規制等への対応のため、輸出者側の情報化と関係者との情報連携を促進すべき。 	131、132、133、174、175
	社会保障	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付年金の事務手続きにおいて、電子申請、電子承認等の枠組みを導入すべき。 ・労働者派遣事業における「就業条件の明示」と「労働条件の明示」に関し、前者については、法改正により電子的な通知が認められたが、両者はこれまで一体的に通知されていたことから、後者についても同様としない限り、実質的に緩和のメリットが受けられない。 ・労働保険料の申告書の受付に関し、各地の労働局に直接申告する形にすべき。 	135、136、181
	電子帳簿保存法 e-文書法	<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿保存の承認を受けるためには、電子帳票のシステム整備に多大なコストを要するため、要件を緩和すべき。 ・企業における文書の電子保存において、電子帳簿保存法とe-文書法、複数の法律が適用されており、電子保存を困難にしている。 ・e-文書法の認知度が低い、又は、対象となる書類がわかりにくいので、情報発信、普及啓蒙活動を進めるべき。 ・電子帳簿保存法の運用が不明確、あるいは技術的要件が厳しく、利用拡大につながっていない。 	125、141、143、156、184
選挙		公職選挙法の規制を緩和し、立候補者がインターネットを利用して選挙活動ができるようにすべき。	25、160、187
個人情報保護	個人情報の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の定義が不明確であり、事業者の判断により目的外使用されている。 ・匿名化された個人情報の取扱が不明確で、その利活用に支障を来している。 	111、155
	個人情報が保存された媒体の紛失時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの漏洩防止に対する特定の技術的措置を講じているにもかかわらず、紛失等の場合に、報告義務が発生し、企業の負担となっている。 ・一方で、高度に暗号化されていても、パスワードを記載された手帳を見られた場合、意味はなくなることから、あくまで確実な本人認証の下で利用される限りにおいて、とすべき。 	13、154、183

分類	小分類	意見の概要	パブリックコメント番号
プライバシー保護		<ul style="list-style-type: none"> ・(国際組織犯罪防止条約、)サイバー犯罪条約は法執行機関による個人のプライバシー侵害の危険があるため締結するべきではない。 ・著作権検閲のために、個人のプライバシーに関する情報にアクセスすることは、通信の秘密を侵害するものであり、許すべきではない。 ・模倣品・海賊版拡散防止条約において、個人PCの検閲等の内容を盛り込むべきではない。 	26、32、35
コンテンツ等	放送と通信	<ul style="list-style-type: none"> ・地上波放送コンテンツのネット上での二次利用について、権利関係等を明確にする等、コンテンツの流通環境を整備すべき。 	4、164
	コピーワンス ダビング10 B-CAS	<ul style="list-style-type: none"> ・無料の地上波放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪っている。 ・地デジ放送においてコピー制限がかかっている中、私的録音録画保証金制度による賦課は不当であり廃止すべき。 ・B-CASカードの導入により、不要なコストが発生するとともに、商品企画の自由度が奪われている。 ・地デジ対応機器を製造販売したい中小企業等にとって、B-CASカードの支給要件が参入障害になっている。 	19、27、196、197
	ダウンロード違法化	<ul style="list-style-type: none"> ・改正著作権法(H22.1.1施行)のダウンロード違法化条項は、著作権検閲につながりかねず、廃止すべき。 ・情報の受け手への違法化規定は、善良な市民に過度の恐怖を抱かせ、インターネット利用に重大な萎縮をもたらす恐れがある。 	20、146、188、189
	DRM (デジタル著作権管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・コピーコントロール回避の私的複製による経済的損失は発生せず、これを違法とすべきではない。 ・DRMフリーでの音楽配信を許可することで、利用者の利便性を高めるべき。 	36、120
	フェアユース、 コンテンツ活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法に、一般フェアユース条項を導入するべきである。 ・特許庁において検討されている音の商標については、著名な旋律・楽曲を登録除外とすべき。 ・著作権の保護期間を短縮すべき。 ・インターネット資料のうち、一定の条件に合致する場合に、複製権を制限することで、情報流通を促進する。 ・図書館間の複製物の取り寄せにおいて、公衆送信権を制限することで、電子的な送付を可能とすべき。 ・一定の要件を満たした場合、電子化された資料及びインターネット資料を、公衆送信できるようにすべき。 	21、22、33、165、166、167、168、190
	刑罰規定	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の二次流出に対する責任に対する刑罰を、法律上明確に規定すべき。 ・プロバイダ責任制限法の適用範囲を刑事上の責任にも拡大する。 ・著作権の間接侵害、侵害幫助に対し、その範囲を法律上明確にするための検討を開始する。 	31、151、163
	表現の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・権限を有しない民間団体による検閲行為を認めるべきではない。 ・人権擁護法案(未法制)のように、ネットでの自由な活動の発展の阻害となる法案を成立させるべきではない。 	37、116

分類	小分類	意見の概要	パブリックコメント番号
違法有害情報等	児童ポルノ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の単純保持、取得に対する規制を行うべきではない。 ・規制対象の定義が曖昧であり、拡大解釈・恣意的運用につながりかねない。 ・本来実在の未成年を守るべきものであるはずなのに、実在の被害者が存在しない「二次元創作物」の表現規制も含まれており、表現活動、コンテンツ文化の促進を大幅に制限している。 	5、6、7、8、10、14、28、41、113、114、115、117、147、149、191、203、205
	フィルタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の健全な利用者に対してまで規制の影響が及んでいる。 ・青少年の情報へのアクセス権を侵害する恐れがあり、規制を廃止すべき。 ・何が有害なのかの定義が曖昧。 ・メディアリテラシー教育の観点からも、価値観の押し付けや偏見の温床になりかねない。 ・フィルタリング・ソフトサービスの不当な抱き合わせ販売の助長につながる恐れがある。 	9、30、108、112、148、200、201
	出会い系サイト規制	<ul style="list-style-type: none"> ・「出会い系サイト事業」の定義は事実上不可能な中、拡大解釈・恣意的運用が行われており、表現の自由など国民の基本的な権利をないがしろにしている。 	29、150
産業	電気通信事業における規制・慣行	<ul style="list-style-type: none"> ・公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行うべきではない。 ・UWB無線システムの屋外利用にむけて、早期に検討に着手すべき。 ・モバイルWiMAXの空中線利得を4dBi以下に拡大すべき。 	24、137、138
	商取引等における規制・慣行	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証サービスの署名検証者の範囲を、広く民間にも拡大すべき。 ・仕入先事業者等が、出店事業者に対して、安売りなどを理由として、一定商品のネット販売を制限・禁止している事例があり、独占禁止法上問題がある。 	129、186
	その他産業における規制・慣行	<ul style="list-style-type: none"> ・(銀行業界) 銀行と顧客とのメールでのやり取りが禁止されており、不便。 ・(旅行業界) ネットからの予約サイトについて、日本では、団体旅行規制により、既存旅行代理店しか募集ができない。 ・(出版業界) 電子出版の最終稿データが版元に存在しない、またフォーマットが統一されていない。 	18、103、119
	デジタルの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの利用時に、ICカード等に事前に行き先を登録し、カーナビに送信できるようにすべき。 ・カレンダーを組み込んだ携帯電話に、祝日を意味する赤色日付を与えられるようにすべき。 ・動産・債権譲渡登記において、サプライチェーン上のトレーサビリティを確保することで、動産が、企業から販売先に資産移転するまで担保対象を拡大することが可能となる。 	42、44、194